

香港基本法23条の立法化

— 反逆、分裂、反乱扇動、転覆、国家機密の窃取および外国政治団体との連携 —

国際関係学部国際文化学科専任講師
廣 江 倫 子

The Legislation of the article 23 of the Basic Law of Hong Kong

Noriko HIROE

はじめに

- I 返還以前の準備作業
 - II 諮問文書の公開から採択延期まで
 - III 現行法、諮問文書、国家安全条例草案の比較
- おわりに

はじめに

返還後香港の憲法にあたる香港特別行政区基本法（以下、基本法と称する）23条は、国家安全を脅かす行為について、これを禁止する立法を香港特別行政区自らが行うことを規定している¹。基本法23条が立法化を義務付ける犯罪類型は、反逆、分裂、反乱扇動、転覆、国家機密窃取ならびに外国政治団体との連携である。このうち、分裂と転覆は、コモン・ロー上にはない概念、つまり従来の香港法には存在しなかった犯罪類型である。

2002年、香港政府は、基本法23条の立法化に着手した。しかし、香港立法会における採択直前に、香港において基本法23条立法に反対するデモが発生、一説には50万人の香港居民が参加した香港史上最大規模の抗議デモを重く見た香港政府は、採択を無期限に延期した。

基本法23条の立法化はなされなかったものの、基本法23条立法化の試みが香港社会、政治に

¹ 基本法23条「香港特別行政区は反逆、国家分裂、反乱扇動、中央人民政府転覆、国家機密窃取のいかなる行為をも禁止し、外国の政治的組織または団体の香港特別行政区における政治活動を禁止し、香港特別行政区の政治的組織または団体の、外国の政治的組織または団体との関係樹立を禁止する法律を自ら制定しなければならない。」なお、基本法23条の文言起草の経緯については、以下の論文に詳しい。中園和仁「董建華政権二期目の政治課題－高官問責制の導入と基本法23条の立法化－」『東亜』第433号、2003年7月。Carole J. Petersen, 'Hong Kong's Spring of Discontent: The Rise and Fall of the National Security Bill in 2003', Fu Hualing, Carole J. Petersen and Simon N.M. Young (eds.) *National Security and Fundamental Freedoms – Hong Kong's Article 23 Under Scrutiny* -, Hong Kong University Press, 2005, pp.17-20.

もたらした意義は極めて大きい。また近い将来に基本法23条の立法化が再度試みられることも考えられる。そこで、本稿は、基本法23条の立法化につき、予定された犯罪類型ごとに、現行法の規定、諮問文書の提案および国家安全条例草案の規定を紹介することとしたい。

I 返還以前の準備作業

返還以前の香港においては、基本法23条立法に向けての既存の法の調整作業が行われていた。この諸政策には次の二点が挙げられる。第一に、香港人權法（Hong Kong Bill of Rights Ordinance 国連の人権規約を香港の国内法化したもの）の採択である。香港人權法の採択によって刑事法関連条文をめぐる訴訟が多発し、植民地的色彩を残していた多くの刑事法条文が人權法違反とされることとなった²。また同時に香港政庁は既存の法を見直し、公共秩序条例、社團条例といった人權法に抵触する恐れのある条例の改革案を提出した。この香港政庁の措置は広い意味で基本法23条立法の適用を先制的に制限する作用を持った³。

第二に、1991年、1995年の香港立法評議会の選挙改革である。この結果、1995年選挙は香港選挙史上最も多く民主派議員を輩出した。民主的に選出されたこれらの議員は、強い代表意識を持ち、香港政庁、中国政府双方に対して高度に批判的な態度をとった。さらに、基本法23条問題に関して言えば、彼らは香港政庁に対して、基本法23条が中国からの政治的圧力の道具となることを防ぐために、既存の法を基本法23条に合致させるように圧力をかけた⁴。そこで、狭い意味で基本法23条立法に向けての既存の法の調整作業が行われた。それらは次の各条例への改正作業である。

（1）刑事条例（改正第2号）草案 1996年

1996年12月21日、刑事条例（改正第2号）草案が立法評議会に提出された。これは、国家分裂および転覆という二つの新しい犯罪類型を導入し、既存の反逆と反乱扇動に修正を加えた。この狙いは、返還以前に、転覆について明確に禁止する立法を制定することで、返還後により厳しい文言の転覆罪が制定されるのを防ぐことにある。

修正案に対し、同月28日には、中国の国务院港澳弁公室が、返還後の香港立法機関の権威を侵害し、基本法に違反するとの批判を行った。また、香港立法評議会における諮問過程においても、転覆と国家分裂に対し、新しく規定を設けるこの修正案に対する反対が法曹関係者を中心に提出された。その反対理由は以下の三点である。①基本法は香港政府に転覆と国家分裂を禁止するように義務付けているが、新しい制定法上の犯罪類型を作り出すことまでは必要ではない。②

² 香港人權法採択により発生した香港法や判例の変化について、拙稿「香港における国際人權法の実施－香港人權法の成立と運用－」『一橋法学』第2巻第3号、2003年11月、373～400頁。

³ Hualing Fu, "The National Security Factor: Putting Article 23 of the Basic Law in Perspective", Steve Tsang ed., *Judicial Independence and The Rule of Law in Hong Kong*, Hong Kong University Press, 2001, pp. 77-78.

⁴ Hualing Fu, op. cit., pp.77-78.

公共秩序は他の手段と刑罰によって十分に保たれている。③二つの犯罪は、既存の反逆罪によって対処できる。このような批判を踏まえて、最終的な修正案では、国家分裂と転覆という二つの類型が削除されることとなった。

1997年6月24日に立法評議会において草案が可決された。しかし、条例はガゼットに告知された日に条例が効力を発生すると規定しているが、告知はいまだなされていないため、改正案は効力を持たずにとどまっている⁵。

（２）社團条例（外国政治団体との連携）

社團条例は1991年の香港人權法の採択を受けて改正された。改正以前の社團条例は社團設立の登記について、警察總監は、社團が香港以外に支社を持つかあるいは、香港領域外に設立された政治的な性格を持つ機関と提携していることを理由に登記の申請を拒絶できるとしていた。1992年の改正後、登記方式は告知の方式に変更された。すなわち、社團の設立には警察總監に告知することのみが必要であり、かつ外国の団体との政治的関係は、それ自体では禁止の理由となくなかった。これに対し中国政府は人權法に基づく1992年の改正を受けた社團条例は基本法に違反するため、元に戻されるべきと批判し、返還後すぐに法の修復作業が行われた⁶。

（３）公共秩序条例

香港の法においては、香港の人口密度ならびに1960年代の暴動と騒乱の経験から、集会とデモ行進にはかなりの制限が加えられていた。このため、集会とデモ行進にはライセンス制度が採用され、警視總監によるライセンスが必要とされた。1980年の公共秩序（改正）条例13条によると、申請が拒絶される理由は「申請者あるいは申請に関係する人が、過去の公共の集会との関係において、公共秩序条例あるいは法または公共秩序条例や法に基づいて発行されたライセンスの条件に反していること。」である。しかし、香港人權法の採択に伴って、公共秩序条例のライセンス制度が香港人權法に反していることから、1995年に公共秩序条例が改正され、ライセンス制度から通知制度に変更された。しかしこの改正も、全人代常務委によって、廃止された。臨時立法会は1995年以前の条例の再導入を発表した⁷。

II 諮問文書の公開から採択延期まで

1. 諮問文書の公開

2002年7月1日の香港返還5周年記念式典において、中央政治局委員兼副総理である錢其琛がスピーチを行い、香港で基本法23条の立法化がなされるべきことを訴えた⁸。これを受けて

⁵ Hualing Fu, op. cit., pp.78-80.

⁶ Hualing Fu, op. cit., pp.82-83.

⁷ Hualing Fu, op. cit., pp.82-85.

⁸ 艾克思『「転覆罪」掀反抗浪潮』『争鳴』2002年10月。

2002年9月24日に、香港政府は基本法23条の実施に関する諮問文書を公表し、3ヶ月の期間を設けて広く香港居民から意見を徴収した。2002年12月24日までの3ヶ月の諮問期間終了時に、香港政府は、9万件以上の意見書を受け取り、その中には、3万以上の署名を含んだ。その後、2003年1月28日に、諮問期間中に提出された諸意見をまとめた『意見書集』(Compendium of Submissions)が発行され、従来の提案についての9つの修正および説明がなされた⁹。

2. 国家安全条例草案の公表

2003年2月11日には、国家安全条例草案(National Security (Legislative Provisions) Bill)が行政会議において採択され、2月14日にガゼットに掲載された。2月26日には香港立法会において、条例草案の第一読会および第二読会の作業が開始された。2003年2月28日には、国家安全条例草案委員会が設立された。草案委員会が、その後、条例草案の審議を重ねることとなった。

2003年2月14日に、国家安全条例草案が公表され、2月26日には、立法会に審議のために提出されることになった。この条例草案公表の背景には、香港政府と中国政府の間における密接な連携が指摘されている。保安局局長が「基本法23条諮問文書意見集」を公布した2003年1月28日の午前に、新華社は、中国当局は国家安全条例草案は一週間以内に立法会の審議に提出され、今年7月の立法会の休会以前に立法手続が完成されることを希望する、と公表していた¹⁰。

香港の立法手続は以下のようになっている。それぞれの法案は、立法会に提出される以前に、まず行政会による審議を経なければならない。法務省が法案を起草し、行政会における審査に付託する。行政会において採択された後、草案は法案(bill)と呼ばれ、香港のガゼットに掲載される。ガゼットに掲載された後、一週間後に、立法会の審議に提出される。立法会は法を制定するにあたって、三読の手続を行う。まず、第一読会では、この法案に関係のある委任議員が法案の表題を読み上げる。争いがなければ二読に進み、議員による審議、弁論、質疑が行われる。弁論を経た後、必要な修正を行い、最後に三読が終了する。その後、行政長官によって批准され、再びガゼットに掲載されて条例となる¹¹。

3. 50万人デモ

香港返還6周年にあたる2003年7月1日のデモは基本法23条立法反対と関連して返還後最大規模かつ最高度に政治的なものとなった。

親中派が過半数を占める立法会においては、国家安全条例草案が立法会に上程されれば、二読、三読の手続を経て、採択されることが確実と見られていた。また、香港市民や世論の根強い反対にもかかわらず、香港政府は7月9日の立法会において、国家安全条例草案の二読、三読手

⁹ 諮問文書の公開過程とその問題点について、詳しくは、Carole J. Peterson, *op. cit.*, pp.20-37.

¹⁰ この間の流れについて、詳しくは、Carole J. Peterson, *op. cit.*, pp.38-43.

¹¹ 李澤沛編『香港法律概述』三聯書店(香港)有限公司、法律出版社、共同出版、2001年、27頁。

続を終了し、採択にもちこむことを意図し、またそれは立法会の議席配分から見ても確実であると見られていた。このため、デモに香港市民の強い関心が集まることとなった。

2003年7月1日、「民間人権陣線」によるデモが開催された。このデモのスローガンは「反対23還政於民」であり、「還政於民」とは、行政長官の直接選挙ならびに立法会議席すべての直接選挙を要求する意味である¹²。

50万人が参加したとされるデモの後、香港の政局は大きく変化した¹³。結局7月7日に法案の立法会提出の延期を発表した。

国家安全条例の立法会提出は、見送られることとなった。当初、7月の段階では、董建華行政長官は、今会期への条例草案の提出を見送ることと発言した。次の会期における法案提出を否定してはいなかった。しかし、9月には法案の撤回が正式に発表された¹⁴。このため、従来の国家安全立法の草案は撤回され、再度、立法化が図られることとなった。

III 現行法、諮問文書、国家安全条例草案の比較

基本法23条を立法化した国家安全条例は採択されなかったものの、その提案に対して香港社会から大きな反響がもたらされた。本章では、基本法23条が立法化を義務付ける、反逆、分裂、反乱扇動、転覆、国家機密の窃取および外国政治団体の連携のそれぞれについて、香港の現行法、諮問文書、国家安全条例草案それぞれで提案された規定を取り上げ、紹介することとしたい。

1. 反逆 (Treason)

(1) 現行法の規定

反逆罪については、刑事条例 (Crimes Ordinance) 2条に規定がある。刑事条例2条によると、反逆罪の対象には以下の行為が含まれる¹⁵。

2条 反逆

1項 次の場合に反逆罪にあたる。

- (a) 主権者を殺し、傷つけ、または身体に障害を与えること、あるいは彼（彼女）を監禁ま

¹² 梅幸河「反悪法敵構想怎樣發展下去」『争鳴』2003年7月。

¹³ この間の香港政治の動きについて、詳しくは、Carole J. Petersen, op. cit., p50.

¹⁴ 『朝日新聞』2003年9月6日。

¹⁵ Security Bureau “Proposals to implement Article 23 of the Basic Law (Consultation Document)”, September 2002, pp.7-8. また、関連条文については、次の文書を参考とした。Department of Justice “Collection of existing statutory provisions relevant to the National Security (Legislative Provisions) Bill” February 2003, available at <http://www.info.gov.hk/justice> (Department of Justice webpage) 条文の中には、植民地的色彩を持つ語句（イギリス女王、総督等）がいまだ見られるが、香港においてこれらの表現は解釈および一般条項条例 (Interpretation and General Clauses Ordinance Cap.1) の規定に従って、香港返還後の状況に適合するように読み替えられる。本稿における条文の翻訳もこのように読み替えを行っている。

たは拘束すること。

(b) (a)にあるいかなる行為をも行う意図を持ち、かつ明白な行為によってそのような意図を表明すること。

(c) 中華人民共和国の政策を変更させる目的で、中央人民政府または中華人民共和国の他の合法的な機関を屈服させるといったさまざまな意図を持ち、中華人民共和国に対して戦争を開始すること。

(d) 中華人民共和国またはその領域に対して侵略を行うように外国人を扇動すること。

(e) 中華人民共和国と戦争状態にある敵を助けること。

刑事条例3条もまた、ある種の終身刑に値する反逆罪に該当する行為について規定している。刑事条例3条によると、これらの行為とは、次の意図の形成し、この意図を明白な行為または図書や文章の出版によって、明らかにすることである。

3条

(a) 主権者を解任すること。

(b) 中華人民共和国に対して、戦争を開始すること。

(c) 中華人民共和国あるいはその領域を武力をもって侵略するように、外国人を扇動すること。

さらに、刑事条例3条、4条は、訴追に対する制限について規定している。

(2) 諮問文書による提案

諮問文書による提案は次の通りである。

① 主権者に対する犯罪を規定する条文を削除する¹⁶。

② 「戦争の開始」について、より厳しく定義を行う。戦争の開始とは、次の意図をもって外国人の軍隊に参加することを指す。それらは、(a)中国政府の転覆、(b)武力または強制によって、政策あるいは対応を変化させるように中国政府に強いること、(c)中国政府にいかなる武力または強制をも課すこと、(d)中国政府を脅迫または威圧すること¹⁷。

③ 「中国を侵略するように、外国人を扇動する」について、「外国人」を次のように定義する。「外国政府の指揮および支配下にあるか、または中国に拠点を置かない軍隊。¹⁸」

④ 「戦争状態にある敵を助けること」について、判例法の立場を法典化する¹⁹。

⑤ 未遂および共犯について、新たな明文規定を設ける²⁰。

⑥ 反逆隠匿罪について、新たな明文規定を設ける²¹。

⑦ 複合的反逆罪については、特別の犯罪類型を設けない²²。

¹⁶ Security Bureau, op. cit., p9.

¹⁷ Security Bureau, op. cit., p9.

¹⁸ Security Bureau, op. cit., p10.

¹⁹ Security Bureau, op. cit., p11.

²⁰ Security Bureau, op. cit., p12.

²¹ Security Bureau, op. cit., p12.

²² Security Bureau, op. cit., p12.

- ⑧ 条文の適用範囲について、(i)香港特別行政区内の人については、自発的に香港特別行政区にいるすべての人に適用され、(ii)香港特別行政区領域外の人については、香港特別行政区永住性居民が、香港特別行政区領域外で行った反逆行為について、法を適用する²³。

(3) 条例草案における規定

現行の刑事条例2条（反逆）が次の通り、おきかえられた²⁴。

2条 反逆

1項 いかなる中国公民も以下の場合、反逆を犯したことになる。

(a) 次の意図を持ち、中国と交戦状態にある外国の軍隊に属するかあるいは参加するとき。

- ① 中央人民政府の転覆
- ② 中央人民政府への威嚇
- ③ 中央人民政府を脅迫し、その政策または措置を変化させる

(b) 外国の軍隊を、武力で中華人民共和国を侵略するように教唆するとき。

(c) 戦時における中華人民共和国の地位に損害を与えようとする行為によって、中華人民共和国と交戦状態にある敵を支援するとき。

2項 いかなる中国公民も、反逆を行ったものは有罪であり、裁判を経たのち、終身刑が科される。

3項 1項および2項は、香港永住性居民であり、中国公民であるものが、香港域外において行った、1項が規定するいかなる行為にも適用される。

4項 本条で用いる語句の意味は次の通りである。

(a) 「外国の軍隊 (foreign armed forces)」とは、次のことを意味する。

- ① 「外国の軍隊 (armed forces of a foreign country)」
- ② 外国政府の指揮またはコントロールの下にある軍隊
- ③ 中国を基地とせず、中国の軍隊ではない軍隊

(b) 「中華人民共和国と交戦状態にある敵」とは、次のことを意味する。

- ① 中華人民共和国と交戦状態にある外国政府
- ② 中華人民共和国と交戦状態にある外国軍隊

(c) 戦争状態は次の際に存在し、交戦状態とは、これに従って解釈される。

- ① 軍隊の間の公開の武力衝突が生じているとき
- ② 宣戦布告がなされたとき

このほかに、コモン・ローにおける複合反逆罪 (Misprision of treason) と反逆隠匿罪 (Compounding treason) は廃止される²⁵。

²³ Security Bureau, op. cit., pp.12-13.

²⁴ National Security (Legislative Provisions) Bill (available at <http://www.basiclaw23.gov.hk/english/download/s3200307077.pdf>), p C132.

²⁵ National Security (Legislative Provisions) Bill, p C132.

2. 分裂 (Secession)

(1) 現行法の規定

香港現行法には、分裂罪は存在しない。

(2) 諮問文書における提案

諮問文書において分裂罪は次の通り提案されている。「戦争の開始、武力の行使、武力による威嚇または他の重大な非合法的な手段によって、(a)中華人民共和国の一部を主権から独立させること、あるいは(b)中華人民共和国の一部に対する中国中央政府の主権の行使を妨害すること。²⁶」この中の「重大な非合法的な手段」は、分裂を目的として行われる次の犯罪行為であると提案された。「(a)個人に対する重大な暴力、(b)財産に対する重大な損害、(c)行為を行う人以外の人の生命を危険にさらすこと、(d)公共の健康、安全、または公共機関に対する重大な危険を作り出すこと、(e)電気系統への重大な干渉または重大な妨害、(f)公的または私的な、基本的サービス、機能、システムへの重大な干渉または重大な妨害。²⁷」

未遂および共犯に対して、新しく制定条文が設けられる。また、幫助、教唆、助言、調達の行為についても法典化される²⁸。

域外適用については、香港特別行政区に自発的に滞在するすべてのものに対して適用され、かつ香港特別行政区永住性居民が香港特別行政区域外で行った行為に対しても、そのような行為が、コモン・ローの原則または刑事管轄条例 (Criminal Jurisdiction Ordinance) に基づいて、香港特別行政区と連携を持つ場合、適用される²⁹。

(3) 条例草案における規定

刑事条例 2 B 条が次の通りおきかえられた³⁰。

2 B 条 分裂

- 1 項 中華人民共和国のいかなる部分をも次の手段をもって主権から分離させた場合、分裂となる。
 - (a) 中華人民共和国の領土的統一に深刻な危害を与える武力や犯罪手段を用いること。
 - (b) 戦争に参加すること。
- 2 項 分裂罪を犯したものは、裁判を経て、終身刑となる。
- 3 項 1 項と 2 項は、香港特別行政区永住性居民が 1 項に規定する犯罪を香港領域外で行った場合にも適用される。
- 4 項 本条で用いる語句の意味は次の通りである。

²⁶ Security Bureau “Proposals to implement Article 23 of the Basic Law (Consultation Document)”, September 2002, pp.17.

²⁷ Security Bureau, op. cit., pp.17-18.

²⁸ Security Bureau, op. cit., p18.

²⁹ Security Bureau, op. cit., p19.

³⁰ National Security (Legislative Provisions) Bill, pp.C135, C137.

- (a) 「戦争に参加する」とは、2条(4)(c)の交戦状態の意味を参照して解釈される。
- (b) 「深刻な犯罪手段」とは、2 A(4)(b)と同じ意味である。

3. 反乱扇動 (Sedition)

(1) 現行法の規定

現行刑事条例9条から14条が、反乱扇動について規定している。刑事条例9条と10条は「反乱扇動の意図」をもって行われる行為について規定する。「反乱扇動の意図」とは、刑事条例9条1項によると、次のような意図を指す³¹。

9条

1項

- (a) 中央人民政府やその他の中華人民共和国の機関、香港特別行政区政府、または主権領域内の政府に対する憎悪、侮辱または不満を刺激すること。
- (b) 中国国民または香港居民を刺激して、非合法的な手段によって、香港特別行政区における、法律によって合法的に設立された事柄を変化させようとする事。
- (c) 香港特別行政区における司法行政に対する憎悪、侮辱または不満を刺激すること。
- (d) 中国国民または香港特別行政区居民の間に、不服または不満を生じさせる事。
- (e) 香港特別行政区における異なる階級の間に、悪感情および敵意の感情を促進すること。
- (f) 人々を刺激して暴力行為に及ぼせる事。
- (g) 法律またはいかなる合法的な秩序にも従わないことを助言すること。

刑事条例10条によると、以下のことが犯罪に該当する³²。

10条

- (a) 反乱扇動の意図を持っていかなる行為をも行い、行おうとし、行うためのいかなる準備をも行い、またはいかなる人とも共謀すること。
- (b) いかなる反乱扇動的語句をも発言すること。
- (c) いかなる反乱扇動的出版物をも、印刷、出版、販売、供給、流通、展示もしくは複製すること。
- (d) いかなる反乱扇動的出版物をも輸入すること。

初犯の場合5000香港ドルの罰金と2年の懲役が課される。

刑事条例9条2項は、次のことを意図して行ったに過ぎない場合は、その行為、言説または出版は反乱扇動的なものではない、と規定する。

9条

2項

³¹ Security Bureau, op. cit., pp.21-22.

³² Security Bureau, op. cit., p22.

- (a) 中央政府または中華人民共和国のその他の機関が、その政策において誤って導かれている、または誤っていることを示すこと。
- (b) 政府、香港特別行政区の憲法、立法または司法行政において、誤りや欠点を、それらを訂正するという目的の下で指摘すること。
- (c) 合法的に設立された事柄を、合法的な手段によって変更させるように、中国国民または香港特別行政区居民を説得すること。
- (d) 香港特別行政区居民の異なる階級の間において、悪感情と敵意を生み出す傾向にあるかもしくは生み出している事柄を、それらを取り除く目的で指摘すること。

刑事条例 8 条および 13 条は、不服や反乱扇動的犯罪の証拠獲得のための家宅捜査令状への申請について取り扱っている。申請は、裁判官またはマジストレートに対してなされる³³。

(2) 諮問文書における提案

諮問文書は、反乱扇動罪について、以下のように他人を扇動することがそれに当たるとした。

「(a) 反逆、国家分裂または中央人民政府の転覆を行わせること。(b) 国家または香港特別行政区の安全に対する深刻な脅威となる暴力または公共秩序の破壊を作り出すこと。」³⁴

反乱扇動的出版物については、次のように提案された。「問題となる出版物が出版されれば、反逆、国家分裂または中央人民政府の転覆を行うように他人を刺激する可能性があることを疑うに足る十分な理由があるか、知っているときに、(a) その出版物を印刷、出版、販売、供給、流通、展示または複製すること。(b) その出版物を輸出入すること。」³⁵ さらに、反乱扇動的出版物保持罪も引き続いて保持されたとした³⁶。

域外適用に関しては、香港特別行政区永住性居民が犯した犯罪に対しては、場所を問わず管轄権が及び、香港特別行政区永住性居民以外の人の場合には、香港特別行政区の中において、反逆、国家分裂または転覆の犯罪を扇動し、あるいは暴力や公共秩序の破壊を扇動することを意図するかもしれない場合、もしくは刑事管轄条例が規定する香港特別行政区との連携を持つ地域において上述した行為を行った場合にのみ、域外の行為に対しても管轄権が及ぶ³⁷。

(3) 条例草案における規定

次の条文が刑事条例に追加された³⁸。

9 A 条 反乱扇動

1 項 9 D 条に抵触しないことを前提として、いかなる人も次の場合、反乱扇動罪となる。

- (a) 他人を教唆して、2 条（反逆）、2 A 条（転覆）または 2 B 条（分裂）に定める罪を犯す。

³³ Security Bureau, op. cit., p23.

³⁴ Security Bureau, op. cit., p25.

³⁵ Security Bureau, op. cit., p26.

³⁶ Security Bureau, op. cit., p26.

³⁷ Security Bureau, op. cit., p27.

³⁸ National Security (Legislative Provisions) Bill, pp.C139, C141, C143.

- (b) 香港やその他の地域で、他人を教唆して中華人民共和国の安定に深刻な危害をおよぼす暴力的な公的秩序の破壊を行う。

2 項 いかなる人も、

- (a) 1 項(a)の行為を行うと反乱扇動罪であり、終身刑を科される。
- (b) 1 項(b)の行為を行うと反乱扇動罪であり、罰金および7年の禁錮に科される。

9 B 条 反乱扇動の教唆

他人を扇動し、9 A 条の犯罪を行わせることは、犯罪ではない。

9 C 条 反乱扇動的出版物の取扱

1 項 本条において「反乱扇動的出版物」とは、2 条（反逆）、2 A 条（転覆）、または2 B 条（分裂）の犯罪を引き起こしそうな出版物を意味する。

2 項 9 D 条に抵触しないことを前提として、いかなる人も以下に該当する出版の手段により、他人を教唆する目的で、2 条（反逆）、2 A 条（転覆）または2 B 条（分裂）の犯罪を犯すことは犯罪となり、罰金5万ドルと7年の禁錮に科せられる。

- (a) いかなる反乱扇動的出版物をも出版、販売、販売に提供、小売、陳列すること
- (b) いかなる反乱扇動的出版物をも複製すること
- (c) いかなる反乱扇動的出版物をも輸出入すること

9 D 条 教唆にならない行為

1 項 9 A 条を施行するために、人は禁止された行為をしたという理由のみから、人を扇動して次の行為を行ったものとみなされてはならない。

- (a) 2 条（反逆）、2 A 条（転覆）または2 B 条（分裂）の犯罪を犯す。
- (b) 中華人民共和国の安定を深刻に犯す暴力的な公共秩序の破壊に従事する。

2 項 9 C 条を施行するために、人は禁止された行為を行うという意図で、9 C (2)(a)(b)(c)に言及されるいかなる行為をしたという理由のみから、他人を教唆し2 条（反逆）、2 A 条（転覆）または2 B 条（分裂）の犯罪を犯す目的でその行為を行ったものとみなされてはならない。

3 項 本条において、「禁止された行為（prescribed act）」とは、以下のことを意味する。

- (a) 中央人民政府、香港特別行政区政府がその政策を誤った方向に導くかあるいは誤ったこと。
- (b) 中華人民共和国、香港特別行政区の以下の誤りや欠点を改善するために、誤りや欠点を指摘すること。
 - (i) 政府または憲法
 - (ii) 法律
 - (iii) 司法の運用
- (c) 中華人民共和国、香港特別行政区居民を説得し、合法的な手段で、中華人民共和国、香

港特別行政区の法に規定されている事柄を変えるように試みること。

- (d) 中華人民共和国または香港特別行政区居民の異なる階級の間において悪感情と敵意を生み出す傾向にあるかもしくは生み出している事柄を、それらを取り除く目的で指摘すること。

4. 転覆 (Subversion)

(1) 現行法の規定

現行香港法には転覆罪は存在しない³⁹。

(2) 諮問文書における提案

転覆罪について、次のように提案された。「戦争の開始、武力の行使、武力による威嚇またはその他の深刻な非合法的手段によって、(a)中華人民共和国政府を脅迫すること、(b)中華人民共和国政府を転覆し、または憲法によって設立された国の基本的制度を破壊すること。⁴⁰」

未遂や共犯についても明文規定を設けることとされた⁴¹。

適用について、転覆罪は、自発的に香港にいるすべての者に適用されるものとされた。域外適用については、次の場合に効力を持つとされた。(a)香港特別行政区永住性居民の行為、(b)他の人については、行為が、コモン・ローの原則または刑事管轄条例の規定のいずれかの下で、香港特別行政区と連携を持つ地域においてなされたとき⁴²。

(3) 条例草案における規定

刑事条例2条の規定が、次のとおりおきかえられた⁴³。

2 A 条 転覆

1 項 中華人民共和国の安定に深刻に危害を加える武力や深刻な犯罪手段を用い、または戦争に参加することによって、次の行為を行うことは、転覆となる。

- (a) 中国憲法によって設立された中華人民共和国の基本制度を廃止すること。
- (b) 中央人民政府を転覆すること。
- (c) 中央人民政府を威嚇すること。

2 項 転覆を行った者は、裁判を経て、終身刑となる。

3 項 1 項と2 項は、香港特別行政区永住性居民が、1 項の規定する行為を香港領域外で行った場合にも適用される。

4 項 本条で用いる語句の意味は次の通りである。

- (a) 「戦争に参加する」との表現は、2 条4 項(c)における「交戦状態」の意味を参照して解

³⁹ Security Bureau, op. cit., p.28.

⁴⁰ Security Bureau, op. cit., p30.

⁴¹ Security Bureau, op. cit., p30.

⁴² Security Bureau, op. cit., pp.30-31.

⁴³ National Security (Legislative Provisions) Bill, p C134.

積される。

(b) 「深刻な犯罪手段」とは次の行為を意味する。

- (i) その行為を行った人以外の、いかなる他人の生命に危害を加えること。
- (ii) その行為を行った人以外の、いかなる他人への重大な損傷を引き起こすこと。
- (iii) 公衆あるいは一部の公衆の健康や安全に危害を及ぼすこと。
- (iv) 財産への深刻な破壊を引き起こすこと。
- (v) 公的あるいは私的をとわず、電子制度、基本的なサービス、施設、制度に対し、深刻に干渉し、あるいはその運用を中断すること。
- (vi) 香港において行われ、香港法の下での犯罪であること。
- (vii) (A) 香港域外で行われたこと。
(B) その場所の法律において犯罪であること。
(C) 香港で行われたのならば、香港法の下で犯罪となること。

5. 国家機密窃取 (Theft of State Secrets)

(1) 現行法の規定

国家機密窃取に関して、現行法には大きく分けて二つの規定がある。国家機密条例 (Official Secrets Ordinance Cap.521) が規定する、スパイ活動 (Espionage) および保護された情報の非合法的な公開 (Unlawful disclosure) である。

① スパイ活動

国家機密条例 3 条は次のように規定している⁴⁴。

3 条 中華人民共和国または香港特別行政区の安全または利益を害する目的で次の行為を行う場合、スパイ活動に該当する。

- (a) 「禁止区域」に近づき、調査し、横切り、または近くに存在し、侵入すること。
- (b) 敵にとって役立つことが予想されるか、意図される、スケッチ、図面、模型、記号を、直接または間接に作成すること。
- (c) 敵にとって役立つことが予想されるか、意図される、秘密の公的暗号、パスワード、スケッチ、図面、模型、記号を、直接または間接に、獲得し、収集し、記録または出版し、他人と通信すること。

国家機密条例 4 条によると、3 条の犯罪をすでにおかしたか、犯そうとしている犯人を匿うことは、犯罪に該当する。5 条によると、禁止区域への許可を得る目的、あるいは国家や香港特別行政区の安全または利益に対して害をもたらす目的で、文書の偽造、貨幣などの偽造、ユニホームの許可されていない使用等を行うことは犯罪に該当する。6 条は中国や香港特別行政区の安

⁴⁴ Security Bureau, op. cit., p.32.

全または利益に対して害をもたらす目的で、公的な文書を許可なく使用することを禁止している⁴⁵。

② 情報の非合法的な公開

国家機密条例13条は、警察および諜報機関の構成員による違反について規定している。また、公務員や政府との契約関係にある者の場合、警察や諜報機関、防衛部門または国際関係に関する情報であって、その地位のために獲得したものを、合法的な権限なしに、破壊的に公開する場合、犯罪に該当する（14、15、16条）⁴⁶。

17条によると、公務員または政府と契約関係にある者が、合法的な権限なしにその地位のために獲得した、いかなる情報をも公開することは、その公開が次の可能性を持つ場合に、犯罪に該当する。(a)犯罪行為を生じさせること。(b)法的拘留から免れることを作り出すこと。(c)犯罪の予防または発見、被疑者の逮捕または訴追を妨害すること⁴⁷。

18条によると、公開された情報が保護された情報であり、その公開が破壊的であることを知っているか、あるいはそう信じるに足る合理的な理由があるときに、非合法的な公開の結果として、または合法的な権限なしに公開していることを確信する場合、13条から17条に規定される情報を保持することは犯罪である⁴⁸。

19条、20条によると、合法的な権限なしに、スパイ活動または中央政府や香港政府が秘密裏にある地域、国家、または国際機関と通信した結果得られた情報を公開することは、犯罪である⁴⁹。

（2）諮問文書における提案

諮問文書は、保護される情報として、新しく「中華人民共和国中央政府と香港特別行政区の関係」を追加した。

従って、スパイ活動ならびに非合法的な情報の公開について、それぞれ以下の通りに提案された。

- (a) スパイ活動に関して、保護される情報とは、敵にとって有用である可能性があり、かつ中国や香港特別行政区の安全や利益に対して害を与える目的のため獲得または公開されたものを含まねばならない。
- (b) 非合法的な情報の公開が含まれるとき、次の種類の情報が保護されねばならない。
 - (i) 警察および諜報機関の情報。
 - (ii) 防衛情報。
 - (iii) 国際関係に関する情報。

⁴⁵ Security Bureau, op. cit., p33.

⁴⁶ Security Bureau, op. cit., p33

⁴⁷ Security Bureau, op. cit., p34.

⁴⁸ Security Bureau, op. cit., p34.

⁴⁹ Security Bureau, op. cit., p34.

(iv) 中華人民共和国中央政府と香港特別行政区の関係に関する情報。

(v) 犯行と捜査に関する情報。

適用者について、二つの提案がなされた。第一に、公務員と政府と契約関係にある者について、現在にそうである者のほか、過去にそうであった者も含めることが提案された。第二に、政府と契約関係にある者の範囲について、警察によって、警察や諜報活動を助けることに従事したスパイや情報提供者も含めることと、提案された。

域外適用については国家機密条例23条を継続するものとされた。23条は中国公民、香港特別行政区永住性居民、公務員が、香港特別行政区の域外で条例第3部に該当する行為を行うとき、犯罪に該当するとしている⁵⁰。

(3) 条例草案における規定

現行の国家機密条例が次のように改正された。

12条1項が次の通り改正された⁵¹。

12条

1 項

(a) 「公務員」の定義において、既存の(a)(b)(c)を廃止し、次のようにおきかえる。

(a) 「年金条例（職位設定）」付属文書1第2欄に示される職位のもの。

(b) 常勤または非常勤にかかわらず、香港特別行政区政府に給料を受ける職位にあるものの。

(b) 次の文言を付け加える。「国家安全とは、中華人民共和国の領土的統一および独立を保護することを意味する。」

12条2項(a)が、「イギリス政府1項に言及されるいかなる部門、軍隊、団体」を廃止し、「香港特別行政区政府」におきかえることによって、改正された⁵²。

次の条項が付け加えられた。

12A条 第三部の執行と基本法との整合性

本部の条項は、基本法39条に合致するように、解釈、適用そして執行されねばならない。

16A条 中央が管理する香港の事務に関する資料

1 項 公務員あるいは政府と契約関係にある者が、合法的な権限なしに、以下のいかなる情報、文書または物品を漏洩する場合、犯罪となる。

(a) 基本法の規定により中央政府の管理する香港特別行政区に関するいかなる事柄

(b) 公務員または政府と契約関係にあることから獲得した事柄

2 項 1項に関して、損害のある漏洩とは、次のことを指す。

⁵⁰ Security Bureau, op. cit., p39.

⁵¹ National Security (Legislative Provisions) Bill, p C147.

⁵² National Security (Legislative Provisions) Bill, p C149.

(a) 漏洩が国家安全を脅かすとき。

(b) 権限のない漏洩が問題となっている情報、文書あるいは物品が国家安全を脅かすおそれがあるとき。

3 項 本条により刑罰を科される人は、犯罪が生じたときに、以下のことを信じる合理的な理由がなく、知らなかったことを証明すれば、罪に問われない。

(a) 問題となる情報、文書あるいは記事が 1 項(a)で述べられているものであること。

(b) 漏洩が 2 項の意味で損害があること。

権限のない漏洩あるいは不法なアクセスあるいは秘密に委任された情報について、18条 2 項が改正された。

18条は次のように改正される⁵³。

2 項について言えば、次の場合に、情報、文書、物品に違法にアクセスしたことになる。

(a) 情報、文書、物品が次の犯罪の結果、手に入ったとき。

(i) 遠距離通信条例 (Telecommunications Ordinance Cap.106) 27条 (遠距離通信による権限のないコンピューターへのアクセス)

(ii) 刑事条例 (Crimes Ordinance Cap.210) 161条 (犯罪あるいは不誠実な意図によるコンピューターへのアクセス)

(iii) 窃盗条例 (Theft Ordinance Cap.210) 9 条 (窃盗)、10条 (強盗)、11条 (夜盗)

(b) 情報、文書、物品が、賄賂防止条例 (Prevention of Bribery Ordinance Cap.201) 4 条 (賄賂) のもとで犯罪となる提供あるいは受諾の見返りとして所有することになったとき。

18条 6 項(a)は、「国際関係」を取り除き、「国際関係あるいは基本法のもとで中央政府が管理する香港特別行政区に関係することがら」に置き換えた⁵⁴。

6. 外国政治団体との連携 (Foreign Political Organizations)

(1) 現行法の規定

外国政治団体の取り扱いに関しては、主に社団条例 (Societies Ordinance Cap.151) に規定がなされている。社団条例 5 条によると、香港の社団 (local society) や、その支部は、その設立から 1 ヶ月以内に、社団官 (Societies Officer) に、登録または登録の免除を申請しなければならない。「香港の社団」とは、香港特別行政区において組織または設立され、あるいは香港特別行政区において、その本部またはビジネスの中心部を持ついかなる社団をも意味すると定義される。また、社団の役員や構成員が香港に居住または存在するとき、あるいは香港特別行政区におけるいかなる人が、社団の運営を行いまたは助け、または資金を請い、徴収し、またはそれ自体で出

⁵³ National Security (Legislative Provisions) Bill, p C151.

⁵⁴ National Security (Legislative Provisions) Bill, p C153.

資を行うとき、その社團は、香港特別行政区において設立されたものとみなされる⁵⁵。

社團が、外国政治団体（Foreign Political Organization）や台湾政治団体（political organization of Taiwan）と関連（connection）を持つとき、社團官は、次のことを行う。

- (a) 保安局長と協議したのち、その団体の登録または登録からの免除を拒絶することができる。
- (b) 保安局長と協議したのち、その社團の登録または登録からの免除を取り消すことができる。
- (c) 保安局長に、社團の運用または継続した運用を禁止する命令を出すように勧めることができる。同様の権限は、社團官が、国家安全、公共の安全、公共の秩序または人権と他者の自由の保護にとって必要であると合理的に信じた場合にも、適用される⁵⁶。

「政治団体（political body）」について、社團条例は次の通り規定している⁵⁷。

- (a) 政治団体となることを目的としている政治団体または組織。
- (b) 選挙において、候補者を支援しまたは準備することを、第一の機能または主要な目的とする組織。

外国政治団体とは、次のように定義されている⁵⁸。

- (a) 外国政府または外国政府の政治的下部組織。
- (b) 外国政府の代理人または外国政府の政治的下部組織の代理人。
- (c) 外国にある政治団体またはその代理人。

台湾政治団体とは、次のように定義されている⁵⁹。

- (a) 台湾行政府または行政府の政治的下部組織。
- (b) 台湾行政府の代理人または行政府の政治的下部組織の代理人。
- (c) 台湾にある政治団体またはその代理人。

関連（connection）について、次の通り定義されている⁶⁰。

- (a) 社團による財政的貢献への懇請または受理、外国政治団体または台湾政治団体からの財政的後援、財政的支援またはローン。
- (b) 外国政治団体や台湾政治団体との提携。
- (c) 外国政治団体や台湾政治団体による社團の政策の決定。
- (d) 外国政治団体や台湾政治団体による社團の政策決定過程における指導、命令、管理または参加。

⁵⁵ Security Bureau, op. cit., p.41.

⁵⁶ Security Bureau, op. cit., p.42.

⁵⁷ Security Bureau, op. cit., p.42.

⁵⁸ Security Bureau, op. cit., p.42.

⁵⁹ Security Bureau, op. cit., pp.42-43.

⁶⁰ Security Bureau, op. cit., p.43.

登録または免除を拒絶されまたはすでに拒絶されている団体は、団体条例 5 F(1)条のもとで、その運用を停止する義務を負う⁶¹。

保安局局長が、団体官によってなされた勧告を遂行するために、禁止命令を出した場合、団体が運用を続けるとき、それは「非合法的団体 (unlawful society)」とみなされる⁶²。

(2) 諮問文書における提案

従来の団体条例の規定に加えて、禁止団体の組織あるいは活動の支持を犯罪とすることが提案された⁶³。

特定の団体を禁止する手続については、保安局局長がある団体を禁止する権限を保持し、保安局局長が国家安全、公共安全または公共秩序の点から必要であると認めたときに、禁止できるとされた⁶⁴。

保安局局長の禁止権限の行使は次の場合になされるとされた⁶⁵。

- (a) 団体の目的あるいは目的の一つが、反逆、分裂、反乱扇動、転覆または国家機密窃取（スパイ活動）に従事することであること。
- (b) 団体が、反逆、分裂、反乱扇動、転覆または国家機密窃取（スパイ活動）に従事しているもしくは従事することを予定していること。
- (c) 団体が、中国法に照らして、国家安全に危害を加えるという理由から、中央政府によって中国において禁止されている中国の団体に、資金援助を受けていること。

上述した中国の団体が国家安全に危害を加えているかどうかは、中央政府によって大部分決定される。ある中国の団体が国家安全の観点から禁止されているという中央人民政府による正式な通知が、その団体が禁止されているという包括的な証拠となる⁶⁶。

禁止団体の認定をめぐる裁判制度に関して、次の二点が提案された。ある団体を非合法的であると禁止しまたは宣言する決定を行うにあたって、第一に、事実に関する論点は独立の審判所に付託される。第二に、法律に関する論点は、法院に付託される。

(3) 条例草案における規定

団体条例に次の条文が付け加えられた⁶⁷。

2 A 条 基本法に適合した執行

本条例の条文は基本法39条に一致する形で解釈、適用、執行される。

8 A 条 国家安全に危害を及ぼす団体の禁止

⁶¹ Security Bureau, op. cit., p43.

⁶² Security Bureau, op. cit., p43.

⁶³ Security Bureau, op. cit., p44.

⁶⁴ Security Bureau, op. cit., p44.

⁶⁵ Security Bureau, op. cit., p45.

⁶⁶ Security Bureau, op. cit., p45.

⁶⁷ National Security (Legislative Provisions) Bill, pp. C155, C157, C159, C161, C163.

- 1 項 保安局局長は、禁止が国家安全の利益にとって必要で、そのような目的にふさわしいと合理的に信じるときに、この条文が適用されるいかなる香港の団体をも命令によって禁止することができる。
- 2 項 この条文は次のいかなる香港の団体にも適用される。
- (a) 目的あるいは目的の一つが、反逆、転覆、分裂、反乱扇動、あるいはスパイ活動であること。
 - (b) 反逆、転覆、分裂、反乱扇動、スパイ活動を行いあるいは行うことを意図していること。
 - (c) 中華人民共和国の組織に従属しているもので、その活動が中華人民共和国の安全を守るために、中華人民共和国の法のもとで中央政府の公開の命令により公的に禁止されているもの。
- 3 項 以下の証明書が禁止の正式な証拠となる。
- (a) 中央人民政府またはその代表により発行されたもの。
 - (b) 中華人民共和国の組織の運用が中華人民共和国の安全の保護の理由から、公開の命令により、中華人民共和国の法のもとで中央政府により、公的に禁止されていると述べているもの。
- 4 項 3 項で言及された証明書を意図する文書は、
- (a) さらなる証拠なしにいかなる法的手続きにおいても証拠とされる。
 - (b) 反対が証明されない限り、そのような証明書であるとされる。
- 5 項 本条について言うと、
- (a) 「反逆」とは刑事条例 2 条で犯罪となる行為を意味する。
 - (b) 「転覆」とは刑事条例 2 A 条で犯罪となる行為を意味する。
 - (c) 「分裂」とは刑事条例 2 B 条で犯罪となる行為を意味する。
 - (d) 「反乱扇動」とは刑事条例 9 A 条で犯罪となる行為を意味する。
 - (e) 「スパイ活動」とは国家機密条例 3 条で犯罪となる行為を意味する。
 - (f) 「香港の団体」とは
 - (i) 本条例のもと登録され、登録可能または登録を免除されるいかなる団体
 - (ii) 付属文書に列記されるいかなる人物
 - (g) 「中国大陸の団体」とは
 - (i) 中華人民共和国（台湾、香港、マカオを除く）で組織あるいは成立した団体
 - (ii) 中華人民共和国（台湾、香港、マカオを除く）に総本部または重要な業務地点を持つ団体。
 - (h) 香港の団体（前者）は中国大陸の団体（後者）に次の場合に従属する。
 - (i) 前者が後者に、実体的な量のいかなる種類あるいは貸付による、実体的な財政的貢

献、実体的な財政的スポンサーシップまたは実体のある財政的支援を直接あるいは間接に求めあるいは受け取る時。

(ii) 前者が直接あるいは間接に後者の指示とコントロールを受ける時。

(iii) 前者の政策あるいは前者のいかなる政策が直接あるいは間接に後者により決定される時。

8 B 条 禁止の手續

1 項 8 A 条のもとで団体を禁止する前に、保安局局長は、団体に次の機会を与え、団体がなぜそれが禁止されるのか適当と考えるようにする。

(a) 聴聞、あるいは

(b) 文書による意見の提出

2 項 保安局局長が団体に聴聞あるいは文書による意見の提出の機会を与えることが、状況に照らして实际的ではないと合理的に信じる時、1 項は適用されない。

3 項 8 A 条 1 項のもとで命令を下すと、保安局長は以下のことを行わねばならない。

(a) 団体に命令を発送する。

(b) (団体が占拠するあるいは使用しているいかなる建物または住居に) 明白な方法で命令の写しを貼り付ける。

(i) 保安局長が団体の集合場所として占拠あるいは用いられていると認めるいかなる建物または住居。

(ii) そのような建物や住居が位置する最も近い警察区の警察署。

(c) ガゼットに命令を告知する。

(d) 香港の英語、中国語日刊紙において命令を告知する。

4 項 8 D 条にもとづいて、禁止に対して上訴がなされていても、8 A 条 1 項にもとづく命令は、

(a) 3 項(c)と(d)にもとづく命令は

(i) 同日に告知されたなら即日に効力を発生する

(ii) 日付において告知されたのなら、その中の後の方の日日に効力を発生する。

(b) そのなかで、明確に後の方の日であるとしていけば、その日に効力を発生する。

8 C 条 禁止された団体の活動への参加の禁止

1 項 いかなる人も、禁止された団体に以下のことを行った場合、犯罪を構成し、6 級の犯罪および 3 年の懲役に科される。

(a) 幹事でありまたはそのように行動する幹事であると告白する、幹事であると主張する。

(b) 管理あるいは管理に協力する。

(c) 構成員でありあるいは構成員として行動する。

(d) 集会に参加する。

(e) 金銭を支払いあるいは他のなんらかの形式の援助を与える。

2 項 1 項のもとで罪に問われた人は、問題となる団体が 8 A 条の下で禁止されていたことを知らずあるいは信じる理由がないことを証明できるなら、罪に問われない。

3 項 2 項の原則を損なわないという前提で、1 項により罪に問われた人は以下の場合、罪に問われない。

(a) 幹事になることをやめるためにすべての合理的な手段をとっていたことを証明するなら。

(b) 構成員になることをやめるためにすべての合理的な手段をとっていたことを証明するなら。

8 D 条 禁止に対する上訴

1 項 8 A 条のもとで禁止される団体の幹事または構成員で、禁止により権利を侵害されるものは、禁止が効力を発生してから 30 日以内に、禁止に対して第一審裁判所に上訴することができる。

2 項 1 項のもとで上訴を申し出ることおよびいかなる付随の行為も、8 C 条の目的の幹事あるいは構成員としてみなされない。

3 項 禁止に対して 1 項のもとで申し出られる上訴について、第一審裁判所は

(a) 以下のことが証明されるなら、禁止は取り消されなければならない。

(i) 保安局局長が禁止に対し、法を適切に適用していないとき。

(ii) 問題の団体が 8 A 条 2 項(a)(b)(c)に適合するとの証拠が不十分であるとき。

(iii) 禁止が以下のことであるとする合理的な信頼を正当化するには証拠が不十分であるとき。

(A) 国家安全の利益のために必要である。

(B) 目的との釣り合いがとれている。

(b) 証明されないのであれば、上訴を棄却する。

4 項 3 項により取り消された禁止は、最初からなかったものとされる。

5 項 第一審裁判所での審理以前に、裁判所が司法省長官の申請により、裁判所の審理に提出された証拠や述べられた供述が、国家安全を損なうと確信するならば、裁判所は、一般人がそのような出版物をさけるために、審理のいかなる段階でも、一般人のすべてあるいは一部を排除することを命令できる。

おわりに

基本法 23 条は国家安全を脅かす行為について、これを禁止する立法を香港特別行政区自らが行うことを規定している。それらの犯罪類型は、反逆、分裂、反乱扇動、転覆、国家機密窃取な

らびに外国政治団体との連携であり、そのうち、分裂と転覆はコモン・ロー上にはない概念である。香港政府は2002年の諮問文書の公表を皮切りに、基本法23条の立法化を進めたものの、香港世論の反発に会い、立法化計画は頓挫した。本稿では、現行法、諮問文書および国家安全条例草案の規定をそれぞれ紹介した。

諮問文書および国家安全条例草案の諸規定に対しては、香港側から大きな批判が上がっている。また、諮問文書と国家安全条例草案の提出を契機として、香港において、国家安全分野の法律に対する研究も深化してきた。本稿では残念ながらこれらの興味深い点を取り上げることができなかったが、この点は別稿に譲ることとしたい。

※本論文は、2007年度（平成19年度）科学研究費補助金（若手研究(B)）に基づく研究成果の一部である。